



水道検針の周期が変わります

町水道事業では、経営改善の一環として、令和8年4月の検針より、これまでの毎月検針から**2カ月に1度の隔月検針**に変更になります。

大字が「小倉・上野田・下野田・北下・南下・陣場」の地区の方は偶数月に、「漆原・大久保」の地区の方は奇数月に水道検針を行います。水道検針周期の変更に伴い、水道料金や下水道使用料などの請求も隔月となりますのでご注意ください。詳しくは3月の自治会回覧や町ホームページをご覧ください。

▶問い合わせ先 上下水道課 上水道室 ☎54-1118(直通)

消防団員を募集しています

消防団は、消火活動のみならず、自然災害時における活動など、地域で非常に重要な役割を担っています。その他にも、防災訓練や火災対応訓練への参加など、消防力・防災力の向上に大きな役割を果たしています。

しかし、消防団員は全国的に減少傾向にあり、町も例外ではありません。地域の安全・安心を守るために、消防団への入団をご検討ください。

興味のある人は、電話または二次元コードの問い合わせフォームからお気軽にお問い合わせください。



▶入団対象者

18歳以上の町内在住者または在勤者



▶問い合わせ先

総務課 協働安全室

☎26-2243(直通)

▲問い合わせフォーム

ナンバーディスプレイなど

特殊詐欺対策電話機などの購入費を補助

▼対象 次の全てに該当する人
またはその人の属する世帯の世帯員

●申請日時点において町内に住所を有している65歳以上の人
●申請日時点において町内に住所を有している65歳以上の人
●特殊詐欺対策電話機や後付けの特殊詐欺電話対策装置などの購入から1年以内であること

●世帯員全員に町税などの滞納がないこと
●申請に必要なもの

- 申請書(町ホームページからダウンロードできます。)
- 領収書(購入日および購入額が記載されているもの)
- 保証書または取扱説明書
- 通帳など(振込先が分かるもの)
- の写し

▼申請方法
次の申請フォームまたは窓口から申請してください。

▼申請・問い合わせ先
総務課 協働安全室
☎26-2243(直通)



▲申請フォーム





原案の閲覧・公聴会について

都市計画に関するお知らせ



もしもの時に備えましょう

木造住宅耐震診断者派遣事業



現在、町では、産業団地事業の実施などに伴う都市計画の見直しを進めています。これに伴い、用途地域、特定用途制限地域、地区計画および都市計画施設（道路および公園）に係る都市計画の原案の閲覧と公聴会を次のとおり実施します。

▼原案の名称

● 吉岡都市計画用途地域の変更（駒寄スマートIC西側周辺地区の追加）

● 吉岡都市計画特定用途制限地域の変更（駒寄スマートIC産業団地西第1地区ほか1地区の追加及び吉岡地区の変更）

● 吉岡都市計画地区計画の変更（駒寄スマートIC西周辺地区の追加）

● 吉岡都市計画道路の変更（3・4・6号溝祭北下線ほか1路線の変更及び3・5・12号池端南下線ほか1路線の追加）

● 吉岡都市計画公園の決定（4・

3・1号よしおか温泉公園ほか1公園の決定）

▼期間

1月13日（火）～26日（月）

※開庁時間内に限ります。

▼場所

建設課 都市建設室

閲覧期間中は、町原案の図書を町ホームページに掲載します。

公聴会

2月6日（金）午前10時から

▼場所 役場 第2会議室

公述を希望する人は、閲覧期間中に公述申出書をご提出ください。公述申出書は、建設課窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

※公述希望がない場合、公聴会は実施しません。

▼問い合わせ先

建設課 都市建設室
☎ 26・22278（直通）

木造住宅の地震に弱い部分や倒壊の可能性の有無について、耐震診断を希望する人に耐震診断者を派遣します。

事業の対象となるか確認します。事前相談の前に、住宅の建築年や構造を調べておいてください。

▼申請に必要なもの

①申請書（窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。）

▼該当する建物

①昭和56年5月31日以前着工の一戸建ての住宅または併用住宅で住宅部分の床面積が2分の1以上のもの

②平屋建て・2階建てのもの

③在来軸組構法によるもの

④対象住宅の固定資産税評価額証明書

⑤建築確認書・案内図・現況写真（2面以上）

※③・④は証明手数料300円がかかります。

※⑤建築確認書がない場合、調査用図面作成費用として、別途1万円がかかります。

▼申し込み方法

窓口で事前相談後、申請書と必要書類を提出してください。事前相談の際に、建築物が派遣

建設課 都市建設室
☎ 26・22278（直通）



農業に従事する人の安心・豊かな老後を

農業者年金

加入できる人
(次の全てに該当する人)

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事している人

③20歳以上60歳未満の人

※国民年金の任意加入被保険者に限り、60歳以上65歳未満の人も加入が可能になります。

金額は年金として生涯受け取ることができます。保険料は月々2万円～6万7千円で、いつでも変更できます。

掛け金

※35歳未満で一定の要件を満たす人は1万円からでも通常加入できます。

支払った保険料は全額社会保

険料控除となり、所得税や住民税などの節税となります。また、一定の要件を満たす人は政策支援(保険料の国庫補助)が受けられます。例えば、認定農業者など

で青色申告者の35歳未満の人は、1万円(5割)補助が受けられます。

▼問い合わせ先
農業委員会事務局
☎ 26・22281 (直通)

今月の手話 「郵便局」



左手の2指と右手の人差し指で「〒」の形を表してから、指文字の「オ」の形にした左手の横で、右手の人差し指を下ろして跳ね上げます。



月1で学ぶ! 消費者の賢コツ 利用明細は必ず確認! 意図せぬリボ払い に注意



リボルビング払い(リボ払い)は、支払いが長期化し手数料がかさむことがあります。カードの不正利用に早く気付くためにも利用明細の確認は必ず行いましょう。例えば、次のようなトラブルがあります。

事例

- 解約したクレジットカードの請求が来るのに不審に思い、カード会社に尋ねると「リボ払いになっており、支払う必要がある」と言われた。知らずにリボ払いになっていたことに納得がいかない。

- 渋川市消費生活センター ☎22-2325
(月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く))
- 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



トラブル回避ポイント

- リボ専用カードや自動リボ設定されているカードは、利用の際に「一括払い」と告げても自動的にリボ払いになります。カード申し込みの際は、よく確認しましょう。
- 利用明細を確認することで、意図せぬリボ払いになっていたことに早く気づけます。利用明細は必ず毎月確認し、不明な点があれば、すぐにカード会社に連絡しましょう。
- トラブルになった場合や不安がある場合は、消費生活センターなどに相談しましょう。